

# 令和8年度徳島県立三好病院経営改善実行支援業務 公募型プロポーザル募集要項

## 1 目的

本県では、徳島県立病院（中央病院、三好病院、海部病院）（以下「県立病院」という。）が将来にわたり県民に良質な医療を持続的に提供できるよう、経営改善を進めていくに当たり、その目標等を定めた「徳島県立病院経営改善方針」（以下「経営改善方針」という。）を策定し、職員一丸となって経営改善に取り組んでいるところ。

当業務は、県立病院のうち、「三好病院」において、専門的な知識や技術、経験を有する事業者からの「現場での実行支援」を伴走型で受けることにより、経営改善方針のうち、特に「増収に向けた取組」を確実に実行することを目的として実施するものであり、公募型プロポーザルにて事業者を選定する。

## 2 業務概要

- (1) 委託業務名  
令和8年度徳島県立三好病院経営改善実行支援業務
- (2) 業務内容  
別添「令和8年度徳島県立三好病院経営改善実行支援業務仕様書」のとおり
- (3) 業務期間  
契約締結の日から令和9月3月31日まで
- (4) 業務場所  
三好病院（三好市池田町シマ815-2）、その他本業務の履行に必要と考えられる場所
- (5) 委託料上限額  
10,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 3 委託契約の方法

- (1) 契約方法  
公募型プロポーザル方式による随意契約とする。
- (2) 契約相手方の選定  
公募により企画提案書を募集し、その内容を審査の上、最優秀提案者を選定し、その提案提出者を契約予定者とする。

## 4 参加資格

次の全ての要件を満たす法人又は法人以外の団体であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (6) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
  - ア 成年被後見人又は被保佐人
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (8) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者であること。
- (9) 特定の政治活動や宗教活動等を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でない認められる者でないこと。
- (10) 令和3年4月1日以降、200床以上の公立病院又は公的病院における本業務と同種の業務について受託し、履行した実績を有すること。

## 5 選定スケジュール

令和8年6月10日（水）	募集開始
令和8年6月22日（月）17時	参加申込書締切・質問受付締切
令和8年7月3日（金）17時	企画提案書の提出締切
令和8年7月上中旬（予定）	提出者によるプレゼンテーション
令和8年7月中旬（予定）	選定結果の通知・公表
令和8年7月中旬（予定）	契約締結・業務開始

## 6 本プロポーザルに関する質問

本プロポーザルに関する質問（当該委託事業に係る条件や書類提出手続きに関する事項に限る）がある場合については、次に示す提出方法等により、「令和8年6月22日（月）17時【必着】まで」に質問すること。

### (1) 質問の提出方法

質問は、質疑書（様式第1号）により行うものとし、6（3）に示す提出先まで、電子メール又はファクシミリにより送付するものとする。なお、送付後に必ず電話で受信を確認すること。

### (2) 質問に対する回答

電子メール又はファクシミリにより回答する。

### (3) 提出先及び問合せ先

徳島県 病院局 経営改革課 施設整備推進担当

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地（徳島県庁10階）

○電子メール：byouinkyokukeieikaikakuka@pref.tokushima.lg.jp

○電話：088-621-2218

○ファクシミリ：088-654-9086

## **7 参加申込**

本プロポーザルに参加（企画提案書を提出）する場合は、次に示す提出方法等により、「令和8年6月22日（月）17時【必着】まで」に提出（参加申込）すること。

### (1) 提出方法及び提出先

「持参（土日・祝日を除く）」又は「郵便（書留郵便又は宅急便）」により、6(3)に示す提出先へ提出すること。また、併せて、メール送付もすること。

### (2) 提出書類（ア～イの全ての書類）及び部数

ア 参加申込書（様式第2号）1部

イ 法人等の概要がわかる資料（パンフレット等）1部

## **8 企画提案書等の提出**

企画提案書等について、次に示す提出方法等により、「令和8年7月3日（金）17時【必着】まで」に提出すること。

### (1) 提出書類（ア～オの全ての書類）及び部数

ア 企画提案書（様式第3号）8部

イ 見積書（委託事業経費）（任意様式）8部

ウ 誓約書（様式第4号）1部

エ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）1部

※発行後3か月以内のもの、写し不可

オ 直近の決算書又はこれに類する書類（確定申告書の写し等）1部

### (2) 提出方法

「持参（土日・祝日を除く）」又は「郵便（書留郵便又は宅急便）」により、6(3)に示す提出先へ提出すること。また、併せて、メール送付もすること。

### (3) 提出書類に関する留意事項

ア 企画提案書の提出は、1者につき1件とする。

イ 提出書類の提出期限後の訂正、追加、差替及び再提出は認めない。ただし、書類の不足、不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求めることがある。

ウ 提出された企画提案書等の書類は、理由のいかんを問わず返却しない。

エ 提出された企画提案書等の書類は、提案者に無断で二次的な使用は行わない。

オ 書類の作成は、A4縦版（片面印刷）横書きとし、10.5ポイント以上で作成すること。なお、必要に応じて、表、写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとする。

カ 企画提案書の作成や提出等に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

## 9 契約候補者の選定方法等

### (1) 選定方法

随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）の選定は、徳島県病院局内に設置する選定委員会において、書面審査の上、提出された書類に基づく提出者からのプレゼンテーションを実施した後、9（3）に示す評価基準に従って、総合的に評価し、最低評価基準（総評価点の60%）を満たし、かつ、上位の者から候補者と次点者を選定する。なお、提出者が1者の場合においても審査を行い、最低評価基準を満たすとともに、提案内容が適当であると認められるときは、当該提出者を候補者とする。

### (2) プレゼンテーション

プレゼンテーションは、7月上中旬に実施する予定としており、実施方法としては「対面審査」又は「オンライン審査」を予定しているが、詳細については、別途提出者に通知する。なお、プレゼンテーションの実施時間は、1者あたり30分程度（説明15分、質疑応答15分）を予定している。

### (3) 評価基準

評価項目	評価の視点	配点	
業務体制	本業務と同種の業務を受託した実績を十分に有しているか	10	30
	業務遂行に必要となる人員、体制は適切に確保されているか	10	
	現場責任者等が知識、経験、資格等を十分に有しているか	10	
提案内容	三好病院の現状等を正しく理解した提案となっているか	10	150
	目的を実現するための効果的な提案となっているか	10	
	現場での実行支援は、訪問回数も含めて十分な内容であるか	30	
	訪問以外の支援体制は、十分な体制となっているか	20	
	院内調整に向けた取組は、実現性の高い内容であるか	30	
	診療報酬の増収に向けた取組は、実効性の高い内容であるか	30	
	職員の意識改革に向けた取組は、具体性の高い内容であるか	20	
見積金額	企画提案内容が予算的に妥当な内容となっているか	20	20

### (4) 選定結果の通知・公表

選定結果については、選定終了後、速やかに、全ての提出者に書面で通知するとともに、徳島県ホームページに掲載し、公表する。

### (5) 留意事項

ア 選定等の経緯については公表せず、選定等に関する照会には、一切応じない。

また、選定結果に対する異議申立てについても、受理しない。

イ プレゼンテーション時の追加資料の提出及び提示は認めない。なお、プレゼンテーションに要する全ての経費は、提出者の負担とすること。

## **10 応募に際しての注意事項**

### **(1) 失格又は無効**

以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失格又は無効となり、県からその旨を通知する。

- ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- イ 参加資格の要件を満たしていない場合
- ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 見積金額が委託料上限額以上であった場合
- オ 本募集要項に違反すると認められる場合
- カ 提出者による業務履行が困難であると判断された場合
- キ その他不正な行為があったと県が認めた場合

### **(2) その他**

- ア 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- イ 委託業務により知り得た秘密は、他者に漏らさないこととする。
- ウ 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、適正な者として選定した者であるが、契約手続きを完了するまでは契約関係を生じさせるものではない。
- エ 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、県に帰属する。
- オ 本募集要項に関して県から受領した全ての資料は、県の了解を得ないで公表、又は使用してはいけない。
- カ 本募集要項及び仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

## **11 参加辞退**

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、「令和8年7月3日（金）17時」までに、辞退理由を記載した応募辞退届（任意様式）を提出すること。なお、辞退の届出は、持参（土日・祝日を除く）又は郵便（書留郵便又は宅急便）にて提出するとともに、メールでも送付すること。

## **12 契約の締結**

- (1) 選定委員会から最優秀提案者の報告を受けた候補者を、契約予定者として当該業務に係る随意契約の相手方とする。
- (2) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。
- (3) 協議が整った場合に契約を締結する。契約書を作成し、その契約条項については、契約予定者と協議して定める。
- (4) 県と契約予定者との間で契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もある。
- (5) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い
  - ア 成果物及びその構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。
  - イ 成果物及びその構成素材に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て県に帰属するものとする。